

岩手県告示第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和3年岩手県告示第491号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、花巻市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町及び九戸郡軽米町
- 2 実施した期間 令和3年7月21日から令和4年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 電子基準点現地調査及び成果不整合地域における基準点改測